

鉱業法の適用鉱物にレアアース（希土類金属鉱）を追加しました （第3条第1項関係）

改正の概要

17 元素存在するレアアースは元素周期表において同じ第3周期に属するものであることから化学的性質が類似しており、自然界ではほぼ一体となって産出され、元素単体の鉱床は存在しないものとなる。このことから、レアアースを改正後鉱業法第3条第1項に追加するに当たっては、17 種類全ての元素の鉱物を書き下すのでは無く、一つの鉱物として追加することとする。名称についてはレアアースの和名である希土類金属を含む鉱石を意味する「希土類金属鉱」として追加する。

また、追加する位置についてはレアアースが元素周期表においてウラン、トリウムと同じ第3周期として分類されるという共通点が存在することを踏まえ、トリウム鉱の後に追加することとする。

（参考1）レアアースとは

レアアースは、レアメタル（地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、安定供給の確保が政策的に重要とされる 31 鉱種）の一種。元素周期表の第3属（希土属）に属するスカンジウム、イットリウム及びランタノイドの 15 元素（合計 17 種類の元素）の総称。レアアースは 17 元素まとめてレアメタルのうちの 1 つとされる。

族 周期	I A	II A	III B	IV B	V B	VI B	VII B	VIII	IX	X	II B	III A	IV A	V A	VI A	VII A	O	
	アルカリ族	アルカリ土族	希土族	チタン族	バナジウム族	クロム族	マンガン族	鉄族(4周期) 白金族(5・6周期)	銅族	亜鉛族	アルミニウム族	炭素族	窒素族	酸素族	ハロゲン族	不活性ガス族		
1	1 H 水素																2 He ヘリウム	
2	3 Li リチウム	4 Be ベリリウム										5 B ホウ素	6 C 炭素	7 N 窒素	8 O 酸素	9 F フッ素	10 Ne ネオン	
3	11 Na ナトリウム	12 Mg マグネシウム										13 Al アルミニウム	14 Si ケイ素	15 P リン	16 S イオウ	17 Cl 塩素	18 Ar アルゴン	
4	19 K カリウム	20 Ca カルシウム	21 Sc スカンジウム	22 Ti チタン	23 V バナジウム	24 Cr クロム	25 Mn マンガン	26 Fe 鉄	27 Co コバルト	28 Ni ニッケル	29 Cu 銅	30 Zn 亜鉛	31 Ga ガリウム	32 Ge ゲルマニウム	33 As ヒ素	34 Se セレン	35 Br 臭素	36 Kr クリプトン
5	37 Rb ルビウム	38 Sr ストロンチウム	39 Y イットリウム	40 Zr ジルコニウム	41 Nb ニオブ	42 Mo モリブデン	43 Tc テクネチウム	44 Ru ルテチウム	45 Rh ロジウム	46 Pd パラジウム	47 Ag 銀	48 Cd カドミウム	49 In インジウム	50 Sn スズ	51 Sb アンチモン	52 Te テルル	53 I ヨウ素	54 Xe キセノン
6	55 Cs セシウム	56 Ba バリウム	57~71 ランタノイド	72 Hf ハフニウム	73 Ta タンタル	74 W タングステン	75 Re レニウム	76 Os オスマニウム	77 Ir イリジウム	78 Pt 白金	79 Au 金	80 Hg 水銀	81 Tl タリウム	82 Pb 鉛	83 Bi ビスマス	84 Po ポロニウム	85 At アスタチン	86 Rn ラドン
7	87 Fr フランシウム	88 Ra ラジウム	89~103 アクチノイド	104 Rf ラファエリウム	105 Db ドブニウム	106 Sg シーボギウム	107 Bh ホーリウム	108 Hs ハッシウム	109 Mt メイトネウム	110 Ds ダウムスタチウム	111 Rg レントゲニウム	112 Cn コペルニシウム	113 Nh ニホニウム	114 Fl フルロビウム	115 Mc モスコビウム	116 Lv リバモリウム	117 Ts テネシン	118 Og オガネソン

レアメタル等
(このうち、レアアース)

ランタノイド	57 La ランタン	58 Ce セリウム	59 Pr プラセオジム	60 Nd ネオジム	61 Pm プロメチウム	62 Sm サマリウム	63 Eu ユウロピウム	64 Gd ガドリニウム	65 Tb テルビウム	66 Dy ジスプロシウム	67 Ho ホルミウム	68 Er エルビウム	69 Tm ツリウム	70 Yb イットリビウム	71 Lu ルテチウム
アクチノイド	89 Ac アクチニウム	90 Th トリウム	91 Pa プロトアクチニウム	92 U ウラン	93 Np ネプツニウム	94 Pu プルトニウム	95 Am アメリシウム	96 Cm キュリウム	97 Bk バークリウム	98 Cf カリホルニウム	99 Es アインシュタイン	100 Fm フェルミウム	101 Md メンデレビウム	102 No ノーベリウム	103 Lr ローレンシウム

鉱業法適用鉱物の名称の改正を行いました。
(第3条第1項及び第2項関係)

改正の概要

適用鉱物は昭和30年から追加されておらず、当時から常用漢字や法令上の文字の使用に関するルールが変更されていること、法令及び学術的な用例が少なく国民理解が困難な鉱物名称が使用されていることなどから、適用鉱物の名称について全体的な改正を行った。

<修正内容>

太字下線：改正を行った箇所

- 第三条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、アンチモン鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石膏、重晶石、明ばん石、蛍石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土(ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。)及び砂鉱(砂金、砂鉄、砂すずその他沖積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。)をいう。
- 2 前項の鉱物の廃鉱又は鉱さいであつて、土地と付合しているものは、鉱物とみなす。